

公告第 64 号

次のとおり事後審査型制限付一般競争入札を執行する。

令和 6 年 4 月 23 日

郡山市長 品 川 萬 里

第 1 事後審査型制限付一般競争入札に付する事項

- 1 業務委託名 こおりやま公民協奏エリアプラットフォーム電動キックボード社会実験業務委託
- 2 履行場所 郡山市が指定する場所
- 3 履行期間 着手の日から令和 7 年 3 月 21 日まで
- 4 業務概要 別紙仕様書のとおり
- 5 支払条件 業務完了後、適正な請求書を提出した日から 30 日以内（一括払）
- 6 その他 仕様書及び各種様式は郡山市ウェブサイトより閲覧、ダウンロードすること。（期間は令和 6 年 5 月 7 日（火）まで）

第 2 入札書提出期日並びに開札場所及び日時等

当該入札については、郵便入札により執行する。

1 入札書提出期日等

(1) 令和 6 年 5 月 14 日（火）（配達指定日）

(2) 提出先（送付先）

〒963-8024 郡山市朝日一丁目 23 番 7 号

郡山市役所内郵便局留 郡山市都市構想部都市政策課

(3) 郵便局窓口差出開始日 令和 6 年 5 月 7 日（火）

(4) 郵便局窓口差出期限日 令和 6 年 5 月 13 日（月）

2 開札の場所及び日時

(1) 場所 郡山市役所 本庁舎 3 階 郡山市都市構想部都市政策課（郡山市朝日一丁目 23 番 7 号）

(2) 日時 令和 6 年 5 月 15 日（水）午前 9 時 30 分

※ 1 開札は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて執行する。

※ 2 当該入札は、開札を傍聴することができない。

3 入札書等の郵送方法

入札書等の提出は、入札参加を希望する者（入札参加資格を有しないことが明らかである者を除く。以下「入札参加希望者」という。）の費用負担により次の郵送方法で提出すること。

(1) 入札書等の提出は、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により、本公告第 2 第 1 項第 1 号に掲げる日を配達日に指定した上で（配達日指定郵便）、郵便局の窓口に差し出すこと。

※ 配達日指定郵便は、郵送できる期間が限られているとともに、発送場所によっては上記差出期限日に差し出しても提出期日の到着に間に合わない場合もあることから、必ず差し出す予定の郵便局で事前に期日の確認をすること。

- (2) 入札書等の提出は、中封筒（長形 3 号封筒）と外封筒（角形 2 号封筒）の二重封筒とすること。
- (3) 中封筒には、入札書を入れ、封筒の表面に中封筒用の貼付け用紙（任意様式）を貼り、入札参加者の住所、商号又は名称を記載した上で封印すること。（裏面の継ぎ目部分 3 か所に押印すること。）
- (4) 外封筒には、入札書を封入した中封筒を入れ、封筒の表面に外封筒用の貼付け用紙（任意様式）を貼り、入札参加者の住所、商号又は名称を記載した上で封印すること。（裏面の継ぎ目部分 3 か所に押印すること。）
- (5) 提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は認めない。

第 3 入札に参加する者の必要な資格に関する事項等

本業務委託の入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

- 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- 2 郡山市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成 13 年 4 月 24 日制定）、郡山市物品調達契約に係る指名停止等措置要綱（平成 20 年 12 月 1 日制定）及び郡山市建築物等維持管理業務委託契約に係る指名停止等措置要綱（平成 20 年 12 月 1 日制定）に基づく指名停止期間中の者（入札日までに指名停止基準に該当することとなった者を含む。）でないこと。
- 3 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終了又は再生手続終了の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- 4 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成 24 年郡山市条例第 46 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は第 8 条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- 5 本業務委託において、入札参加申請受付開始日の 3 か月以上前から入札参加申請者との雇用関係が継続している業務責任者を配置することができる者であること。
- 6 別紙仕様書の 7 業務内容(3)運用する電動キックボードの仕様等を満たしている者であること。

第 4 入札参加の申込み

- 1 入札参加希望者は、仕様等の内容を確認した後、郡山市所定の入札参加申請書を市長に提出しなければならない。（入札参加申請書は郡山市ウェブサイトからダウンロードすること。）
- 2 入札参加申請書の受付
 - (1) 期間 本公告の日から令和 6 年 5 月 7 日（火）まで（郡山市の休日を定める条例（平成 2 年郡山市条例第 7 号）第 1 条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）
 - (2) 時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（正午から午後 1 時までを除く。）
 - (3) 場所 郡山市役所 本庁舎 3 階 郡山市都市構想部都市政策課（郡山市朝日一丁目 23 番 7 号）まで持参又は郵送により提出すること。郵送による場合は、書留等の発送・配達を確認できる方法によることとし、申請期限までに到達したものを有効とする。指定以外の方法による提出は受け付けない。

第 5 仕様等に対する質疑応答

- 1 仕様等に対する質問がある場合は、設計図書等質問書（第 5 号様式）を本公告の日から令和 6 年 4 月 30 日（火）まで（市の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（正午から午後 1 時までを除く。）に提出するものとする。

- 2 質問に対する回答は、令和6年5月2日（木）までに質問者に回答するとともに、設計図書等回答書（第6号様式）を郡山市ウェブサイトにて閲覧に供するものとする。

第6 入札保証金

郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号。以下「規則」という。）第27条1項第2号により免除とする。

入札保証金の納付が免除になった者が落札者になった場合において、落札者が契約を締結しないときは、入札保証金の全部を免除された者は、入札金額の100分の5に相当する額を、一部を免除された者にあつては入札金額の100分の5に相当する額から納付した入札保証金の額を差し引いた額を納めること。

第7 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税の額を含まない金額を入札書に記載すること。

第8 入札の中止等

本業務委託に関し、公正な入札の執行が妨げられると認められるときは、入札を中止若しくは延期し、又は入札方法について変更することがある。

第9 入札の無効

本公告に示した入札参加者に必要な資格の無い者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

第10 落札予定者の決定

- 1 落札予定者は、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札した者とする。ただし、落札予定者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札予定者を決定するものとする。
- 2 入札回数は、原則2回を限度とする。この場合においては、第1回目の入札結果及び再度の入札を行う旨を直ちに入札参加者に伝えるものとする。ただし、再度入札を執行しても落札予定者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とすることがある。

第11 入札参加資格の確認及び落札者の決定

- 1 落札予定者は、本公告第3に掲げる資格基準について、郡山市所定の入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料（以下「確認申請書等」という。）を市長に提出し、当該業務委託に係る入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- 2 確認申請書等は、落札予定者となった日の翌日から令和6年5月17日（金）までに市長に提出しなければならない。提出期限内に確認申請書等を提出しないとき、又は入札参加資格審査のために市長が行う指示に従わないときは、当該落札予定者の入札は無効とする。
- 3 市長は、落札予定者から提出された確認申請書等の審査を行い、入札参加資格があると認めるときは、その者を落札者と決定し、その結果を通知するものとする。

- 4 審査の結果、落札予定者に入札参加資格がないと認めるときは、その結果を通知するとともに、直ちに、次順位者のうち最上位の者又は予定価格の範囲内で落札予定者の次に低い価格を提示した者を新たな落札予定者とする。
- 5 第1項から第4項までの手続きは、落札者が決定するまで又は予定価格の範囲内で入札を行った者がなくなるまで繰り返すものとする。

第12 契約締結及び契約書の作成

- 1 落札者の決定後、速やかに行われなければならない。
- 2 落札決定から契約締結までの間に、落札者が、次のいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
 - (1) 本公告第3に掲げる要件を満たさなくなったとき。
 - (2) 指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けたとき。（指名停止基準に該当することとなったときを含む。）
 - (3) 契約の履行が困難であると認められる事由が生じたとき。
- 3 前項の規定により契約を締結しなかった場合には、郡山市は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。
- 4 契約保証金は、規則第8条第4項により免除とする。
- 5 契約書は郡山市が作成するものとする。

第13 入札に関する注意事項

- 1 入札書には、業務委託名を記載すること。
- 2 その他必要な事項は、規則、郡山市制限付一般競争入札実施要綱（平成9年3月31日制定）、郡山市事後審査型制限付一般競争入札に関する実施要領（平成19年4月23日制定）及び郡山市郵便入札参加者心得による。

第14 その他

- 1 落札予定者が提出期限までに確認申請書等を提出しないとき又は申請した配置予定技術者が正当な理由なしに配置できない場合は、指名停止要綱に基づく指名停止措置を行うことがある。
- 2 落札予定者の経営事項審査の有効期限が入札日から契約日までの間に切れるときは、有効期限日までに発行された更新後の通知書を、確認申請書等の提出日までに提出しなければならない。通知書が提出されないとき又は更新後の通知書の発効日が更新前の有効期限の満了日の翌日以降である場合は、落札予定者とは契約を締結しない。また、当該落札予定者には指名停止要綱に基づく指名停止措置を行うことがある。
- 3 落札予定者（本公告第11第4項により入札参加資格がないと認められた者を除く。）又は落札者が契約を締結しない場合（本公告第12第2項の規定により契約を締結しない場合を除く。）は、指名停止要綱に基づく指名停止措置を行うことがある。
- 4 本件は、郡山市公契約条例（平成28年郡山市条例第64号）に規定する公契約であることから、当該条例の趣旨をよく理解し、遵守すること。
- 5 その他不明な点については、郡山市都市構想部都市政策課（電話 024-924-2321）まで問い合わせること。